

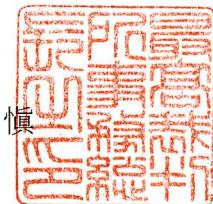
最高裁秘書第1556号

令和4年5月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

4月30日付け（5月2日受付、第040114号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判所書記官が民事事件の当事者又は訴訟代理人に書類をファックスする場合、
2人でファックス番号を確認することになっていることが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）